

山梨県デジタルトランスフォーメーション（DX）推進本部設置要綱

（設置）

第1条 山梨県におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、山梨県デジタルトランスフォーメーション（DX）推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 本部は、本部会議及び調整会議をもって構成する。

（本部の構成）

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は地域ブランド・DX統括官、知事政策局長及び総務部長をもって充てる。

（本部会議）

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- （1）デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関する事。
- （2）DXに係る施策の総合調整に関する事。
- （3）その他必要と認められる事項に関する事。

2 本部会議の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

（調整会議）

第5条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）本部会議から指示された事項の調査・検討に関する事。
- （2）DXに係る施策・事業の調整に関する事。

2 調整会議の構成員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 調整会議に座長を置き、地域ブランド・DX統括官をもって充てる。

4 調整会議は、座長が関係する構成員を招集し、掌理する。

（部会）

第6条 本部会議の下部組織として、各部局にDX推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次に掲げる事項を行う。

- （1）各部局内におけるDXの推進及び進捗管理に関する事。
- （2）その他、各部局内においてDXを推進するために必要な事項に関する事。

3 部会は、別表2に掲げる各部局次長等及び当該部局内の各所属長等をもって組織する。

4 部会長には各部局次長等をもって充てる。

- 5 各部局内における内部統制の円滑な実施を図るため、各部局にDX部局推進員を置く。
- 6 DX推進員は部会長が指名し、部会長を補助する。

(専門部会)

第7条 特別な事項又は専門的な事項を調査・検討するため、本部会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員、職務その他必要な事項は、本部会議において定める。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、知事政策局DX推進グループ、総務部行政経営管理課及び情報政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月19日から施行する。
- 2 山梨県情報化推進本部設置要綱及び山梨県第5世代移動通信システム（5G）推進本部設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（本部会議）

本 部 長	知 事
本部長代理	副 知 事
副 本 部 長	地域ブランド・DX統括官、知事政策局長、総務部長
本 部 員	感染症対策統轄官、公営企業管理者、教育長、警察本部長、感染症対策統括官補、スポーツ振興局長、県民生活部長、男女共同参画・共生社会推進統括官、リニア未来創造局長、防災局長、福祉保健部長、子育て支援局長、林政部長、環境・エネルギー部長、産業労働部長、観光文化部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者

別表2（調整会議）

座 長	地域ブランド・DX統括官
構 成 員	知事政策補佐官、知事直轄組織理事、知事政策局次長、スポーツ振

興局次長、県民生活部次長、男女共同参画・共生社会推進統括官次長、リニア未来創造局次長、総務部理事、防災局次長、福祉保健部次長、子育て支援局次長、林政部次長、環境・エネルギー部次長、産業労働部次長、観光文化部次長、農政部次長、県土整備部次長、出納局次長、企業局次長、教育次長、警察本部警務部参事官 (次長が複数置かれている部等の次長にあつては、当該部等の部長等があらかじめ指定する者をもって充てる)
